

千葉県犢橋地域福祉活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域福祉活動の推進を図るため、犢橋地域福祉交流館（以下「交流館」という。）において、活動場所の提供を行う地域福祉活動支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動場所)

第2条 活動場所は、次のとおりとする。

名称	施設
犢橋地域福祉交流館	地域福祉活動室 フリースペース

(休館日)

第3条 交流館の休館日は、月曜日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、交流館の運営上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(利用時間)

第4条 交流館の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認める場合、午後7時まで延長することができるものとする。

2 前条第2項の規定は、利用時間の変更について準用する。

(利用者)

第5条 地域福祉活動室を利用できるものは、本市で地域福祉活動を行っている団体又は行おうとする団体とする。

(利用団体登録)

第6条 地域福祉活動室を利用しようとするものは、あらかじめ「地域福祉活動室利用団体登録申請書(様式第1号)」により、市長に利用団体の登録をするものとする。

2 市長は、前項の地域福祉活動室利用団体登録申請書を受け付けた場合は、当該登録申請書を受理し、前条の要件に該当すると認めたときは、「地域福祉活動室利用団体登録簿(様式第2号)」に登録し、当該登録申請書を提出した団体に「地域福祉活動室利用団体登録済証(様式第3号)」を交付するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた団体の解散等又は届出事項に変更が生じた場合は、「地域福祉活動室団体登録変更・廃止届(様式第4号)」により、市長に届出るものとする。

4 市長は、前項の規定による届出があった場合は、すみやかに「地域福祉活動室利用団体登録簿」を変更するものとする。

(利用の制限)

第7条 市長は、交流館の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 交流館を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用の手続きを行った事実が明らかになったとき。
- (5) 宗教、政治又は営利を目的とする活動を行うとき。
- (6) その他交流館の管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

(ロッカー・棚の貸出し)

第8条 第6条の規定により登録を受けた団体に地域福祉活動に必要な備品、消耗品を保管するため、ロッカー・棚を貸出するものとする。

- 2 前項の規定により、貸出すロッカー・棚は、1団体当たり1区画とする。
- 3 貸出す期間は、1年内とする。
- 4 ロッカー・棚の貸出し申請は、別に定める期日までに「ロッカー・棚貸出申請書(様式第5号)」により申請するものとする。
- 5 市長は、前項の申請が適当と認めたときは、「ロッカー・棚貸出承認書(様式第6号)」を申請者に交付する。
- 6 貸出し区画を超えた申請数があった場合は、抽選により決定することとする。
- 7 貸出し区画を超える申請数であつて、当該区画に競合する区画があった場合は、抽選により優先決定権を付与する。

(損傷等の賠償)

第9条 交流館の利用者は、交流館を損傷又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合その他市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(利用料)

第10条 交流館の利用料は、無料とする。

(管理)

第11条 交流館の管理の内、全部またはその一部を地域福祉を推進すると認められる者に委託して行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月7日から施行する。

地域福祉活動室利用団体登録申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

犢橋地域福祉交流館・地域福祉活動室を利用したいので、下記のとおり登録を申請します。

団体名		(フリガナ)			
代 表 者	氏名	(フリガナ)			
	住所	〒			
	連絡先	電話		ファックス	
		E-mail			
連 絡 担 当 者	☐ 連絡担当者と代表者が同じ場合はチェック (以下連絡担当者欄は記入不要)				
	氏名	(フリガナ)			
	住所	〒			
	連絡先	電話		ファックス	
E-mail					

設立年月日	年 月 日	
会 員 数		
会費の有無	有 (円／月・年) 無	
活 動 頻 度	回／週・月 不定期	
活 動 目 的		
活 動 分 野 (具体的活動内容)	主な活動地域	
備 考	(犢橋地域福祉交流館での活動内容等)	

※団体を証する書類 (団体の会則・設立趣意書の写し等) 及び活動内容のわかる書類を添付して下さい。
※記載いただいた個人情報 は 厳重に管理し、施設貸出及び団体への問い合わせにかかる連絡業務
以外の目的には利用しません。

地域福祉活動室利用団体登録済証

年 月 日

団体名 _____

代表者氏名 _____ 様

千葉市長

年 月 日 付けで申請がありました地域福祉活動室利用団体登録につきまして

審査した結果、登録が決定しましたので通知いたします。

地域福祉活動室団体登録変更・廃止届

年 月 日

次のとおり、団体の内容等の変更をしたいので、下記により届出をします。

団体名 _____

変更内容	
変更理由等	

ロッカー・棚貸出申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

ロッカー・棚の利用について、下記のとおり申請します。

記

1 利用希望場所 ロッカー ・ 棚 (第 区画)

2 利用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

ロッカー・棚貸出承認書

年 月 日

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ 様

千葉市長

申請のありましたロッカー・棚につきまして、下記のとおり利用を承認します。

記

- 1 利用可能場所 ロッカー・棚 (第 区画)
- 2 利用可能期間 年 月 日 ～ 年 月 日